



## 第32回会合における構成員等からの主なご意見

---

2022年3月7日  
事務局

**「政策パッケージの進捗状況」及び「法務省の人権擁護局による削除要請と削除対応率」について**

- 特に啓発がどの程度効果があるのかがよく分からない。実際にどういった対策を行うと、誰のどのような意識や行動を変容させることができるのか。例えば、投稿に慎重になったや、被害を受けても毅然と対応できるようになったと考えるといった行動変容、意識変容を喚起させていくためには、どういった対策を取る場合が一番効果があるのかが見えてくるといいのではないかと。今後はこれまでやってきたことに対して効果のKPIをしっかりと立てる等、どのような効果があるのかについて分析をしっかりとやっていく必要があるのではないかと。【寺田構成員】
- 人権擁護機関の削除要請の中で、被差別部落等の識別情報の摘示の問題があった。その中では権利侵害情報になるものと、そうでないものが出てきてしまう。これを海外のプラットフォームに説明できるのかどうか。もちろんプラットフォームとしては、表現の自由と権利侵害を天秤にかけて判断しなければいけないが、我が国の特殊な被差別部落の人権侵害とその対策の歴史をなかなか説明しにくい。プラットフォームとしても「はい、分かりました、消します」というわけには当然いかないと思う。権利侵害を理由に削除を要請するという構成とは別に、部落差別の解消の推進に関する法律のような公法によって削除権限を持っていただくという考え方もある。【森構成員】
- 新たな裁判手続の創設により、以前よりはハードルが低くなったと思うが、やはり一般の利用者にとってはまだまだハードルが高く、これをどうやって下げていくのか。もう少し使いやすいものになっていかないかと思う。【木村構成員】
- インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口に関する取組は大変良いこと。利用者の心が折れているときに、自分がどこに相談していいのかわからなければならぬというのは大変なこと。どこに相談しても、こうした案件であればここに相談すればいいという風に、適切なところに案内してくれるような連携が必要ではないか。【木村構成員】

**「政策パッケージの進捗状況」及び「法務省の人権擁護局による削除要請と削除対応率」について**

- 違法・有害情報センターに苦情が増えているというのは、苦情を言えるようになって届けやすくなったのか、それとも単に苦情そのものが増えているのか、微妙なところだと思うが、普及啓発も大変大事なこと。特に子供はすぐに成長するため、同じ小学校であっても生徒はどんどん替わっていくため、普及啓発は本当に大事なこと。いまだに、やはり写真を送ってしまうとか、大人にとってみればしてはいけないと当然分かっていることでも知らなかったとか、居場所がない子供さんたちが居場所を求めてSNSなどでいろんな被害に遭ってしまうということを聞くと、本当に切ない思いがする。適切に周知する必要性があり、学習会とかイベントだけではなく、色々な機会で普段からあると良い。18歳未満の児童の写真を送ったりするのは児童ポルノ法違反ですとか、18歳未満の連れ出しは略取誘拐罪に当たる可能性がありますと、テレビ番組の画面に出たことは周知効果がある。いろいろな機会を捉えて、そうした啓発をすることは非常に大事。今後、様々な方がネットでのコミュニケーションをますます取っていくことになっていくと思う。ぜひ様々な取組を引き続きお願いしたい。【木村構成員】
- リテラシーについての教育は、小さい頃からやっておくべき内容だと強く感じる。個人情報を取り扱う意味からも必要であるし、倫理観や道徳観に根差しているものにもつながることだと思う。全国的な展開をするという流れは大事だが、やはり授業の中でこういう項目を全国的に小中学生にも情報系の教育をしっかりとやっていく時代に完全に入っている。ネットワークを使うと、一般に会話している内容とは全く違って、拡散の問題といった全体的なことを踏まえて、書き込む際の慎重さや判断の仕方を小さい頃から知っていただくということが今後非常に重要になる。世代別の普及啓発をどういうふうに今後組み立てていくのか、この分野においてどう広げていったらいいのかというところが重要だと感じた。【手塚構成員】

### インターネット上の違法・有害情報を巡るEUの最新動向について

- (DSAの議会修正案について) 利用規約の内容及び形式というところについて正面から踏み込んできたのが今回極めて重要なところ。まさにこの約款規制に近いようなものを、これからルールとしてどのようにプラットフォームの方々にしっかり基本権保護を含めてつくっていただくかといったようなこと、非常に大きな論点になってくる。それからDSAは、オンライン・プラットフォーム、超巨大プラットフォームに対して、実際追加的な義務を課すということが非常に大きなポイントだが、より上位レイヤーの概念である仲介サービス全体に対する義務もかなり様々な形で変わってくる。特に議会では、いわゆるBKYC、ビジネスカスタマーの身元確認義務が当初案ではオンライン・プラットフォーム等に限定されていたのを、CDNやDNS等のサービスに対してもしっかり課していくべきと言われている。海賊版対策等において情報発信者をどのようにつかまえるのかといった意味でも非常に大事なところであるから、今後の動きをフォローしていく価値がある。【生貝構成員】
- 透明性報告義務がしっかり法的義務としてあるところは、このプラットフォーム研究会でも再三出てきた論点であるため注視する必要がある。オンライン・プラットフォームのレコメンダー・システムの透明性の後半にある「レコメンダー・システム」については、ターゲティング広告と並んで非常に重要なところだが、どういう仕組みで透明性を確保しているのか、若干難しい。【森構成員】